

2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社フルッタフルッタ
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 長澤 誠
(コード番号：2586 東証グロース)
問合せ先 管理部長 野呂 広利
TEL. 03-6272-3190

第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）の一部譲渡の承認及び売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、当社代表取締役である長澤誠氏（住所：神奈川県逗子市、以下「長澤氏」といいます。）が保有する第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）（2023 年 12 月 15 日発行、以下「本新株予約権」といいます。）の一部譲渡（以下「本件譲渡」といいます。）を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、長澤氏は、特別の利害関係を有する取締役に該当するため、当該決議に参加していません。

また、本件譲渡は当社新株予約権の売出しに該当することになりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023 年 11 月 13 日付「第 11 回乃至第 13 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）、第 14 回及び第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「発行時プレス」といいます。）にて公表しましたとおり、第三者割当により、本新株予約権を 187,000 個発行いたしました。

長澤氏に割り当てた本新株予約権 187,000 個のうち、最大 48,500 個について、この度長澤氏より、譲渡対価を残りの本新株予約権の行使等に充てる目的で、EVO FUND（所在地：c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）に対して譲渡することについての申し出がありました（当該譲渡の条件につきましては、下記「2. 新株予約権の売出し（譲渡）の概要」をご参照ください）。なお、発行時プレスに記載のとおり、当社は、本新株予約権の発行決議時に、長澤氏は預金又は金融機関を含む第三者からの借入等を用いて本新株予約権の行使をする予定であると確認しておりました。また、発行時プレスに記載のとおり、長澤氏は本新株予約権の行使に必要な資金を調達する予定であるものの、長澤氏による当該資金調達の進捗によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があり、これまで当該資金調達は行われておらず、本日現在、本新株予約権は行使されておられません。

当社は、長澤氏は今後も引き続き代表取締役社長執行役員 CEO として当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行すること、本新株予約権の行使によって取得する当社普通株式及び保有する当社普通株式については、当社株主とのセიმボートを実現する目的で保有すること（市場の状況等によっては一部処分する可能性もあること）を口頭で確認しております。

当社は、本新株予約権の行使により調達した資金をアサイー及びその他のアマゾンフルーツの原材料の仕入れ強化のための原材料調達費用等に充当する予定です。

なお、本日現在の本新株予約権の行使価額は 38 円ですが、調達の蓋然性を考慮すると、取得条項に基づき本新株予約権を取得して新たな証券を発行する等の方法よりも、本新株予約権の行使による資金調達に繋げることが当社の事業成長に資すると考えております。本新株予約権の取得条項に基づく取得及び消却を行って新たな証券を発行する方法は、引受先候補の確保、引受先候補との協議、交渉及び合意が必要となるため、具体的な資金調達手段として確保されておらず、他方で本新株予約権は調達の蓋然性を有しているため、2025 年 6 月 13 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」に記載している、第 11 回乃至第 15 回新株予約権を用いた、アサイー及びその他のアマゾンフルーツの原材料の仕入れ強化等を目的とする資金調達の計画を変更しておら

ず、本新株予約権の取得及び消却は行っておりません。

本新株予約権の譲渡による取得につきまして、譲渡先の EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を電子メールで確認しております。

また、当社と EVO FUND は、本新株予約権に関し、下記の内容を含む覚書を締結します。

(ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わせないこと。

(イ) EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(ウ) EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

譲渡先の EVO FUND が反社会的勢力と関係していないことにつきましては、本新株予約権発行の際、2023 年 10 月に株式会社 TMR の調査により確認しております。また、本件譲渡に係る払込資金の支払いや今後本新株予約権の行使が可能であるかの資産状況につきましては、EVO FUND の 2025 年 9 月 30 日時点における財務諸表上の手元現金及び現金同等物に相当する額を確認し、資力は十分であると判断しております。したがって、当社としては、本新株予約権の一部が EVO FUND に譲渡されることに問題はなく、本新株予約権の行使により当社の資金調達に繋がると考えております。

これらの状況を踏まえ、当社としては、本件譲渡について承認するものです。なお、長澤氏は、特別の利害関係を有する取締役役に該当するため、本件譲渡の承認に係る取締役会決議に参加しておりません。

2. 新株予約権の売出し(譲渡)の概要

(a) 名 称	株式会社フルッタフルッタ第 14 回新株予約権
(b) 売 出 数	最大 48,500 個（新株予約権 1 個あたりの潜在株式数 100 株） ※ 長澤氏は、2025 年 11 月 14 日又は長澤氏と EVO FUND が別途合意した日（以下「当初受渡期日」といいます。）に本新株予約権 40,000 個を売り渡し、当初受渡期日以降、2025 年 11 月 28 日又は長澤氏と EVO FUND が別途合意した日（以下「追加譲渡要求期間最終日」といいます。）までの間に EVO FUND から要求があった場合は、当該要求があった日に都度、合計 8,500 個を上限として追加で本新株予約権を売り渡します。本日現在、当初受渡期日は 2025 年 11 月 14 日を、追加譲渡要求期間最終日は 2025 年 11 月 28 日を、それぞれ予定しています。
(c) 売 出 価 格 法 の 決 定 方 法	① 最終基準価額（※）が当初基準価額（※）を上回る場合、以下の計算式により求められた金額 $(\text{当初基準価額} - \text{本新株予約権の行使価額 (※)}) \times 100$ ② 最終基準価額が当初基準価額以下の場合、以下の計算式により求められた金額のいずれか高い方の金額 $(\text{最終基準価額} - \text{本新株予約権の行使価額}) \times 100$ $(\text{当初基準価額} - \text{本新株予約権の行使価額}) \times 100 \times 0.8$ ※ 最終基準価額は、2025 年 11 月 17 日から同年 12 月 1 日までの期間（以下「参照期間」といいます。）中の各取引日における当社普通株式の終値の平均値（1 円未満の端数は切り捨てます。）とします。ただし、参照期間中のいずれかの取引日において、(a) 終値のない取引

	日については、当該取引日における終値に代えて売買高加重平均価格を用いて平均値を算出することとし、(b)終値又は売買高加重平均価格が当初基準価格の 80%（1 円未満の端数は四捨五入します。以下「下限終値」といいます。）を下回った場合、当該取引日以降の各取引日については、当該各取引日における終値又は売買高加重平均価格に代えて、下限終値を用いて平均値を算出します。参照期間中に株式分割、無償割当て又は株式併合等の調整を要する事象（以下「株式分割等」といいます。）による影響が生じた場合には、下限終値及び最終基準価額は合理的かつ公正に調整されます。 ※ 当初基準価額は、2025 年 11 月 14 日の東京証券取引所の前場における当社普通株式の終値とします。参照期間中に株式分割等による影響が生じた場合、当初基準価額は合理的かつ公正に調整されます。 ※ 本日現在の本新株予約権の行使価額は 38 円です。参照期間中に本新株予約権の発行要項に基づく行使価額の調整による影響が生じた場合、行使価額は合理的かつ公正に調整されます。
(d) 売 出 価 額 の 総 額	売出価格に売出数を乗じた金額
(e) 売 出 人	長澤 誠
(f) 売 出 方 法	EVO FUNDに対する市場外での相対取引による本新株予約権の譲渡
(g) 申 込 期 間	本新株予約権 40,000 個については、当初受渡期日 本新株予約権最大 8,500 個については、当初受渡期日から追加譲渡要求期間最終日までの期間
(h) 受 渡 期 日	本新株予約権 40,000 個については、当初受渡期日 本新株予約権最大 8,500 個については、当初受渡期日から追加譲渡要求期間最終日の間で EVO FUND から売渡しの要求があった日から 2 営業日以内 ただし、本新株予約権の譲渡対価は、2025 年 12 月 2 日又は売主と買主が別途合意する日に支払われます。本日現在、当該譲渡対価が支払われる日は、2025 年 12 月 2 日を予定しています。
(i) 申 込 証 拠 金	該当事項はありません。
(k) 売 出 の 目 的	上記「1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由」に記載のとおりです。
(l) 申 込 単 位	1 個

3. 売出し(譲渡)先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006 年 12 月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約232.7百万米ドル（2025年 8 月31日現在）	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有) 払込資本金：1 米ドル	
(h) 代 表 者 の 氏 名 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9 億 9,405 万 8,875 円

(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	普通株式 323,600 株 第13回新株予約権 182,400 個
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 上記「(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係」については、「当社と当該ファンドとの間の関係」を除いて本日現在の情報を記載しています。「当社と当該ファンドとの間の関係」については、EVO FUND が 2025 年 10 月 29 日に提出した変更報告書 No. 37 (2025 年 11 月 11 日に提出された訂正報告書により訂正済み) の記載により確認した、2025 年 10 月 22 日時点での情報を記載しています。

4. 今後の見通し

本件譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

今後、本件譲渡の売出数や売出価額の総額等が確定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

(参考)

第14回新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2023 年 12 月 15 日
(2) 新株予約権の総数	187,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 112,200 円 (新株予約権 1 個当たり 0.6 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	18,700,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 発行時における調達 予 定 資 金 の 額	1,365,212,200 円 (注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額：1 株につき 73 円 行使価額は、2024 年 6 月 15 日に初回の修正がされ、以後 2026 年 6 月 15 日、2028 年 6 月 15 日、2030 年 6 月 15 日 (以下、個別に又は総称して「修正日 (随時行使型)」といいます。) に、当該修正日 (随時行使型) の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日 (随時行使型) の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日 (随時行使型) 以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額 (以下「修正日価額」といいます。) に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。 本日現在の行使価格は 38 円になります。
(7) 新株予約権の取得事由	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日の 1 ヶ月以上前に新株予約権者に通知することにより、本新株予約権 1 個当たり 0.6 円の価額 (対象となる新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。) で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、取得価額を取得時点における時価ではなく払込金額と同額としておりますのは、当該時点における価値算定に係る取得期間や取得費用を考慮したものです。
(8) 募集又は割当方法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を長澤氏に割り当てます。
(9) 権 利 行 使 期 間	2023 年 12 月 18 日 (当日を含む。) から 2030 年 12 月 17 日 (当日を含む。) までとします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。なお、本日現在、本新株予約権は行使されていません。

以上